

【改定箇所新旧対照表】

社員総会運営規程				
条項	見出し	現行	変更案	備考
第1章			章立て 第1章 総則	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
	第1条	目的 この規程は、定款第23条の規定に基づき、一般社団法人日本音楽制作者連盟の社員総会(以下「総会」という。)の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	この規程は、定款第23条の規定に基づき、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「当連盟」という。)の社員総会(以下「総会」という。)の議事の方法に関する事項について定め、それによって総会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。	各種規程との文言統一
第2章			章立て 第2章 正会員等の出席	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
	第3条	社員本人の出席  総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示などにより、その資格を明らかにしなければならない。	見出しの変更 (正会員の出席)  総会に出席しようとする正会員は、受付において、あらかじめ送付を受けた書類の提示等により、その資格を明らかにしなければならない。 2 正会員の代表権のない役員又は正社員が出席する場合には、前項に加え、当該役員又は正社員である旨を証明する書面の提出等により、その資格を明らかにしなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正 各種規程との文言統一
	第4条	正会員代理人の出席 正会員の代理人として出席しようとする者は、受付において、代理権を証明する書面の提出などにより、その資格を明らかにしなければならない。	正会員の代理人として出席しようとする他の正会員は、受付において、代理権を証明する書面の提出等により、その資格を明らかにしなければならない。	各種規程との文言統一
	第5条	法人社員の出席 法人正会員の代表者が出席する場合には、第3条の規定による。 2 当該法人の職員が出席する場合には、前条の規定によるほか、当該法人の職員であることを明らかにしなければならない。	条の削除	一般社団・一般財団法人法に倣う修正 ※第3条へ明記
	第6条	正会員以外の者の出席  理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。 2 この法人の職員及び弁護士等は、理事、監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。	条のカウント・見出しの変更 第5条(理事、監事等の出席)  理事及び監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、総会に出席しなければならない。 2 当連盟の職員、弁護士等は、理事及び監事を補助するため、議長の許可を受けて総会に出席することができる。	各種規程との文言統一
第3章			章立て 第3章 議長	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第6条追加 (資格)  総会の議長となる者は、定款第17条の規定の定めによる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第7条追加 (権限)  議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理するため必要な措置をとることができる。 2 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第8条追加 (議長不信任動議の審議)  議長は、当該議長の不信任の動議の審議に当たっても職務を行うことができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第4章・第1節			章・節立て 第4章 議事 第1節 開会	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第9条追加 (開会の宣言)  開会の予定時刻が到来したときは、議長は、正会員の出席の状況を確認の上、議場に開会を宣言しなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第10条追加 (開会時刻の繰下げ)  議長は、正会員の出席が定足数に満たないとき、その他総会を開会するにつき重大な支障があると認められるときは、総会の開会時刻を繰り下げることができる。この場合、既に入場している正会員に対し、遅滞なく繰り下げられた開会時刻を報告しなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第11条追加 (出席状況の報告)  議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、正会員の出席の状況を会場に報告しなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第12条追加 (議事録署名人2名の選出)  議長は、開会を宣告した後、当該総会における議事録署名人2名を、出席した正会員のうちから適宜の方法で選出しなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
第4章・第2節			節立て 第2節 議題の審議	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第13条追加 (議題の審議順序)  議長は、あらかじめ招集通知に記載された順序に従い議題を付議する。ただし、議場に理由を述べて、その順序を変更することができる。 2 議長は、複数の議題又は議案を一括して付議することができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第14条追加 (理事等の報告・説明)  議長は、議題を付議した後、理事に対し、当該議題に関する事項の報告又は議案の説明を求めるものとする。理事は、議長の許可を受けた上で、補助者に報告又は説明をさせることができる。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第43条の規定による正会員提案にかかる場合にあつては、議長は、当該正会員に議案の説明を、理事又は監事に対しては上記提案に対する意見を求めるものとする。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第4章・第3節			節立て 第3節 正会員の発言	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第15条追加 (発言の許可)  正会員は、議長の許可を受けてから発言しなければならない。 2 正会員の発言の順序は、議長が決定する。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第16条追加 (発言の内容及び時間の制限)  正会員は、簡潔明瞭に発言しなければならない。 2 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、正会員の発言時間を制限することができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第17条追加 (発言の制限)  議長は、次の発言に対し必要な注意を与え、制限し又はその発言を中止させることができる。 (1) 議長の指示に従わない発言 (2) 議題に関係しない発言 (3) 冗長にわたる発言 (4) 重複する発言 (5) 総会の品位を汚す発言 (6) 他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言 (7) その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第18条追加 (発言の時機)  正会員は、議題に関する事項の報告又は議案についての説明終了後でなければ、当該議題又は議案に関し発言することができない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
第4章・第4節			節立て 第4節 質問	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第19条追加 (説明義務者)  正会員の理事に対する質問の説明は、理事長又はその指名した理事が行う。 2 正会員の監事に対する質問の説明は、各監事が行う。ただし、監査意見が統一されている場合は、監事の協議により定められた監事が行うことができる。 3 理事は、議長の許可を受けた上で補助者に説明をさせることができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第20条追加 (一括説明)  理事又は監事は、正会員の質問に対して一括して説明をすることができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第4章・第4節			<p>第21条追加 (説明の拒絶)</p> <p>理事又は監事は、質問が次の理由に当たるときは、説明を拒絶することができる。                      (1) 質問事項が総会の目的事項に関しないものである場合                      (2) 説明をすることにより正会員の共同の利益を著しく害する場合                      (3) 説明することにより当連盟その他の者(当該社員を除く。)の権利を侵害することとなる場合                      (4) 説明をするために調査をすることが必要である場合                      (5) 質問が重複する場合                      (6) その他説明をしないことにつき正当な理由がある場合</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
第4章・第5節			<p>第22条追加 (修正動議)</p> <p>正会員は、付議された議案につき修正の動議を提出することができる。                      2 前項の場合、議長は、議場に修正動議の採否を諮らなければならない。ただし、これを省略して直ちにその動議を審議に付することができる。                      3 議長は、修正動議を原案と一括して審議することができる。</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			<p>第23条追加 (議事進行等に関する動議)</p> <p>正会員は、総会の運営又は議事進行に関して、動議を提出することができる。                      2 前項の動議については、議長は、他の議案の審議に先立って、採決しなければならない。</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			<p>第24条追加 (動議の却下)</p> <p>議長は、動議が次の事由に当たるときは、直ちに却下することができる。                      (1) 当該修正動議に関する議題の審議に入っていないとき、又は審議を終了したとき。                      (2) 既に同一の内容の動議が否決されているとき。                      (3) 総会の議事を妨害する手段として提出されたとき。                      (4) 不適法又は権利の濫用に当たるとき。                      (5) その他合理的理由のないことが明らかとなるとき。</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
第4章・第6節			<p>第25条追加 (休憩)</p> <p>議長は、議事の進行上必要と認めるときは、休憩を宣言することができる。</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			<p>節立て 第6節 休憩</p>	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第4章・第7節			節立て 第7節 審議の終了・採決	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第26条追加 (質疑・討論の打ち切り)  議長は、議案について質疑及び討論が尽されたと認めるときは、質問若しくは意見を述べようとする正会員等がある場合でも、これを打ち切って審議を終了させ採決することができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第27条追加 (採決)  議長は、採決は各議案ごとにしなければならない。ただし、一括して審議した議案については、これを一括して採決することができる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第28条追加 (採決の順序)  原案に対し修正案が提出された場合は、修正案に先立ち原案の採決を行う。複数の修正案が提出された場合は、原案に近いものから順次採決する。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第29条追加 (出席会員の範囲)  総会の決議については、出席した正会員本人及び代理人を出席させた正会員並びに議決権行使書面又は電磁的方法により議決権を行使した正会員の各議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入する。 2 前項において、議決権行使書面又は電磁的方法により議決権を行使した正会員の議決権の数を出席した正会員の議決権の数に算入するのは、招集通知に記載された議題及びその修正案の決議に限るものとする。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第30条追加 (修正案に対する議決権行使書面又は電磁的方法による議決権行使の取扱い)  修正案の採決については、議決権行使書面又は電磁的方法による議決権の行使に際して原案に賛成の旨が記載されたものは修正案に反対として、原案に反対又は棄権の旨が記載されたものは修正案の採決につき棄権としてそれぞれ取り扱うものとする。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第4章・第7節			第31条追加 (採決の方法)  議長は、採決について、賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第32条追加 (採決の結果の宣言)  議長は、採決が終了したときは、その結果を総会に宣言しなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			節立て 第8節 終了	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
	第4章・第8節			第33条追加 (延期又は続行)  総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。 2 前項の場合、延会又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することを妨げない。 3 前項ただし書きの場合、議長は決定した日時及び場所を総会に出席した正会員に通知する。 4 延会又は継続会の日は、最初の総会の日より2週間以内に定めなければならない。
			第34条追加 (閉会)  議長は、すべての議事を終了したとき、又は延期若しくは続行が決議されたときは、閉会を宣言する。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
			第35条追加 (議事録)  総会の議事については、議事録は書面又は電磁的方法をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、議長及び選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。 2 前項の議事録は、10年間、当連盟の事務所に備え置かなければならない。	一般社団・一般財団法人法に倣う修正

## 社員総会運営規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第5章			章立て 第5章 規程の変更等	一般社団・一般財団法人法に倣う修正
	第7条	この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。 2 この規程の変更は、理事会において行う。	条のカウント・見出しの変更 第36(補則)  この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。 2 この規程の変更は、理事会において行う。	各種規程との文言統一
附則		1 この規程は、平成23年2月28日から施行する。 2 平成24年6月28日一部改定 3 平成26年3月26日一部改定 4 2020(令和2)年6月25日一部改定	1 この規程は、平成23年2月28日から施行する。 2 平成24年6月28日一部改定 3 平成26年3月26日一部改定 4 2020(令和2)年6月25日一部改定 5 2020(令和2)年11月18日一部改定	各種規程との文言統一

## 正会員に関する規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第8条	法人の正会員の代表者	当連盟の定款及び諸規程に定める「法人の正会員の代表者」とは、当該法人の代表権を有する者とする。	見出しの変更 (正会員の代表者)  当連盟の定款及び諸規程に定める「 <u>正会員の代表者</u> 」とは、当該法人の代表権を有する者とする。	各種規程との文言統一
第9条	申請事項の変更	2 会員登録名の変更には、商号の変更のほか、法人格を異にする別法人であっても、両法人の代表者が同一であり、かつ、両法人が当連盟に報酬請求権の行使を委任するアーティストが全て同一であるとき、当該別法人名に会員登録名を変更する場合を含むものとする。この場合、当連盟所定の変更届に、両法人の履歴事項全部証明書(発行から3か月以内のもの)を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。	2 <u>正会員は、当該正会員と法人格を異にする別法人であっても、両法人の代表者が同一であり、かつ、両法人が当連盟に報酬請求権の行使を委任するアーティストが全て同一であるとき、会員登録を当該別法人に変更することができるものとする。</u> この場合、当連盟所定の変更届に、その他指定する書類を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。	運用に倣う文言修正
第11条	会費滞納による資格停止	正会員が2年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、2年目の滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。 2 当連盟は、前項に基づき会費を滞納した正会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。 (1) 2年分の会費を滞納した当該正会員 (2) 前号に定める正会員の入会を推薦した推薦資格者 3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める正会員より事情を確認した上で、当該正会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。 4 本条第2項第1号に定める正会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該正会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。	正会員が2年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、2年目の滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。 2 当連盟は、前項に基づき、会費を滞納した正会員の会員資格を停止した場合、 <u>当該正会員</u> に対し、速やかにその旨を通知する。  3 本条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該正会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。	運用に倣う文言修正   規程内の文言統一
第12条	会費滞納による資格喪失	前条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、 <u>前条第2項に定める者</u> に対し、速やかにその旨を通知するものとする。	前条第1項に基づき、会員資格を停止された正会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、 <u>当該正会員</u> に対し、速やかにその旨を通知するものとする。	規程内の文言統一
第13条	連絡先不明による資格喪失	当連盟は、正会員に、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、当該正会員の会員たる地位を喪失させることができる。この場合、当連盟は、当該正会員の入会を推薦した推薦資格者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。 (1) 正会員より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合 (2) 正会員より届出のある送金先に宛てた送金が到達せず6か月が経過した場合	当連盟は、正会員に、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、当該正会員の会員たる地位を喪失させることができる。 (1) 正会員より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合 (2) 正会員より届出のある送金先に宛てた送金が到達せず6か月が経過した場合	運用に倣う文言修正
附則		1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。 2 平成25年4月1日一部改定 3 平成26年2月26日一部改定 4 平成28年6月15日一部改定	1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。 2 平成25年4月1日一部改定 3 平成26年2月26日一部改定 4 平成28年6月15日一部改定 5 2020(令和2)年11月18日一部改定	



## 賛助会員に関する規程

条項	見出し	現行	変更案	備考
第9条	申請事項の変更		<p>第2項の追加</p> <p>2 法人の賛助会員は、当該賛助会員と法人格を異にする別法人であっても、両法人の代表者が同一であるとき、会員登録を当該別法人に変更することができるものとする。この場合、当連盟所定の変更届に、その他指定する書類を添えて、速やかに当連盟に提出しなければならない。</p>	<p>運用に倣う文言修正</p> <p>各種規程との文言統一</p>
第11条	会費滞納による資格停止	<p>賛助会員が1年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。</p> <p>2 当連盟は、前項に基づき、会費を滞納した賛助会員の会員資格を停止した場合、次の者に対し、速やかにその旨を通知する。</p> <p>(1) 1年分の会費を滞納した当該賛助会員</p> <p>(2) 前号に定める賛助会員の入会を推薦した推薦資格者</p> <p>3 前項第2号に定める推薦資格者は、同項柱書きに定める通知を受けた日から2か月以内に、同項第1号に定める賛助会員より事情を確認した上で、当該賛助会員が滞納分の会費を納付する時期等を当連盟に報告しなければならない。</p> <p>4 本条第2項第1号に定める賛助会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該賛助会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。</p>	<p>賛助会員が1年分の会費を滞納した場合、その会員資格を停止する。この場合、滞納分の会費が対象とする事業年度の翌事業年度の初日をもって会員資格停止日とする。</p> <p>2 当連盟は、前項に基づき、会費を滞納した賛助会員の会員資格を停止した場合、当該賛助会員に対し、速やかにその旨を通知する。</p> <p>3 本条第1項に基づき、会員資格を停止された賛助会員が会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付した場合には、当該賛助会員の会員資格停止の効果を会員資格停止日に遡って取り消すものとする。</p>	<p>運用に倣う文言修正</p> <p>規程内の文言統一</p>
第12条	会費滞納による資格喪失	<p>前条第1項に基づき、会員資格を停止された賛助会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、前条第2項に定める者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p>	<p>前条第1項に基づき、会員資格を停止された賛助会員が、会員資格停止日から2か月以内に滞納分の会費全額を納付しなかった場合には、その会員資格を喪失する。この場合、当連盟は、当該賛助会員に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p>	<p>規程内の文言統一</p>
第13条	連絡先不明による資格喪失	<p>当連盟は、賛助会員に、次の各号のいずれかの事由があると認める場合は、当該賛助会員の会員たる地位を喪失させることができる。この場合、当連盟は、当該賛助会員の入会を推薦した推薦資格者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p> <p>(1) 賛助会員より届出のある連絡先に宛てた通知が到達せず6か月が経過した場合</p>	<p>当連盟は、賛助会員より届出のある連絡先に宛てた通知が当該賛助会員に到達せず6か月が経過した場合は、当該賛助会員の会員たる地位を喪失させることができる。</p>	<p>運用に倣う文言修正</p>
附則		<p>1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日一部改定</p> <p>3 平成26年2月26日一部改定</p> <p>4 平成28年6月15日一部改定</p>	<p>1 この規程は、一般社団法人日本音楽制作者連盟の設立の登記の日(平成22年12月1日)から施行する。</p> <p>2 平成25年4月1日一部改定</p> <p>3 平成26年2月26日一部改定</p> <p>4 平成28年6月15日一部改定</p> <p>5 2020(令和2)年11月18日一部改定</p>	<p>各種規程との文言統一</p>

## 管理委託契約約款

条項	見出し	現行	変更案	備考
第1条	目的	この約款は、実演家の著作隣接権並びにこれに関する使用料、報酬、補償金等の請求権(以下、個別に又は総称して「著作隣接権等」という。)の保護と利用の円滑化を図るため、著作隣接権等を管理ないし保有する者であって、第2条に定義する者(以下「委託者」という。)が、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「受託者」という。)に第4条に定める対象権利の行使、管理等を委任し、代理させるために別途締結する委任契約(以下「本委任契約」という。)の内容を定めることを目的とする。	この約款は、実演家の著作隣接権並びにこれに関する使用料、報酬、補償金等の請求権(以下、個別に又は総称して「著作隣接権等」という。)の保護と利用の円滑化を図るため、著作隣接権等を管理ないし保有する者であって、次条に定義する者(以下「委託者」という。)が、一般社団法人日本音楽制作者連盟(以下「受託者」という。)に第4条に定める対象権利の行使、管理等を委任し、代理させるために別途締結する委任契約(以下「本委任契約」という。)の内容を定めることを目的とする。	各種規程との文言統一
第13条	約款変更の通知	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者は、この約款を変更した場合は、第18条に定める方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知する。</li> <li>2. この約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、受託者に対し書面により申し出ることにより、本委任契約を解除することができる。</li> <li>3. 第1項に定める公示の日から2か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者はこの約款の変更について承諾したものとみなす。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者は、この約款を変更する場合には、変更後の約款の内容並びにその効力発生日を第18条に定める方法により遅滞なく公示するとともに、委託者に通知する。</li> <li>2. この約款の変更の内容に異議のある委託者は、前項に定める通知の到達した日から1か月以内に、受託者に対し書面により申し出ることにより、本委任契約を解除することができる。</li> <li>3. 第1項に定める公示の日から2か月を経過しても前項に定める解除の申し出がないときは、委託者はこの約款の変更について承諾したものとみなす。</li> </ol>	民法改正に倣う文言修正  各種規程との文言統一
第15条	通知方法及び通知義務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者の本委任契約、この約款その他の規程に基づく通知、送金等は、委託者の届け出た連絡先又は送金先宛てに行うものとする。なお、本委任契約又はこの約款に定める通知が到達しない場合は、受託者が当該通知を発したときに到達したものとみなす。</li> <li>2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合</li> <li>(2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合</li> <li>(3) 改姓又は改名をした場合</li> <li>(4) 対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合</li> <li>(5) 実演に際して、届出済のもの以外の芸名の使用を行った場合</li> <li>(6) 委託者が、法人その他の団体である場合において、本委任契約に関連する事業の事業譲渡、解散又はその商号その他の組織名称等を変更した場合</li> <li>(7) 対象権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合</li> <li>(8) 破産手続開始の決定を受けた場合</li> <li>(9) その他、受託者が対象権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ受託者に告知することを求めた事項について変更があった場合</li> </ol> </li> <li>3. 委託者が前項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、受託者は一切その責を負わない。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者の本委任契約、この約款その他の規程に基づく通知、送金等は、委託者の届け出た連絡先又は送金先宛てに行うものとする。なお、本委任契約又はこの約款に定める通知が到達しない場合は、受託者が当該通知を発したときに到達したものとみなす。</li> <li>2. 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、速やかに受託者にその旨を通知し、かつ、所定の手続をとらなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 転居等により、連絡先として届け出た住所に変更があった場合</li> <li>(2) 送金先の名称、口座番号、口座名義等に変更があった場合</li> <li>(3) 改姓又は改名をした場合</li> <li>(4) 対象実演家の所属先の変更、グループたる対象実演家のメンバーの増減等があった場合</li> <li>(5) 実演に際して、届出済のもの以外の芸名の使用を行った場合</li> <li>(6) 委託者が、法人その他の団体である場合において、本委任契約に関連する事業の事業譲渡、解散又はその商号その他の組織名称等を変更した場合</li> <li>(7) 対象権利の帰属について、何らかの変更を生じた場合</li> <li>(8) 破産、民事再生若しくは会社更生手続開始の申立て、特別清算その他のそれらに準ずる手続が行われた場合</li> <li>(9) その他、受託者が対象権利の帰属状況の解明等のため、あらかじめ受託者に告知することを求めた事項について変更があった場合</li> </ol> </li> <li>3. 委託者が前項に定める義務を怠ったことに起因する損害については、委託者は自己の責任と負担においてこれに対応するものとし、受託者は一切その責を負わない。</li> </ol>	運用に倣う文言修正  各種規程との文言統一
第16条	委任契約の解除	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があった場合、催告することなく、書面による通知により本委任契約を解除することができる。ただし、本条項に基づく解除は、受託者による当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託者が第5条第1項に定める保証義務に違反したとき。</li> <li>(2) 委託者が対象権利の全部を失ったとき。</li> <li>(3) 委託者が破産手続開始の決定を受けたとき</li> <li>(4) 委託者が受託者の名誉を傷つけ又は受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為を行ったとき。</li> <li>(5) 正会員たる委託者が資格を喪失したとき、又は権利委任者たる委託者がその地位を喪失したとき。</li> <li>(6) 定款その他受託者の定める規程又は運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</li> <li>(7) 第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であると受託者が認めたとき。</li> <li>(8) 委託者がこの約款に定める委託者の義務を履行しないとき。</li> </ol> </li> <li>(9) その他前各号に準ずる本委任契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 受託者は、次の各号のいずれかの事由があった場合、催告することなく、書面による通知により本委任契約を解除することができる。ただし、本条項に基づく解除は、受託者による当該委託者に対する損害賠償の請求を妨げないものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 委託者が第5条第1項に定める保証義務に違反したとき。</li> <li>(2) 委託者が対象権利の全部を失ったとき。</li> <li>(3) 委託者が受託者の名誉を傷つけ又は受託者の事業運営に重大な支障を及ぼす行為を行ったとき。</li> <li>(4) 正会員たる委託者が資格を喪失したとき、又は権利委任者たる委託者がその地位を喪失したとき。</li> <li>(5) 定款その他受託者の定める規程又は運用等に基づく書類の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</li> <li>(6) 第11条第1項の規定により分配の保留を行った場合であって、分配の保留事由の解消が困難であると受託者が認めたとき。</li> <li>(7) 委託者がこの約款に定める委託者の義務を履行しないとき。</li> <li>(8) 委託者が第三者より差押その他の強制執行若しくは公租公課の滞納処分を受け、又は仮差押、仮処分等の保全処分の申立てを受けたとき。</li> <li>(9) その他前各号に準ずる本委任契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。</li> </ol> </li> </ol>	運用に倣う文言修正  各種規程との文言統一

## 管理委託契約約款

条項	見出し	現行	変更案	備考
第17条	委任契約の終了	<p>1. 委託者が死亡したときは、受託者と当該委託者との間の本委任契約は、書面により通知することなく終了するものとする。</p> <p>2. 正会員たる委託者が、受託者の定款第10条により退会の手続きをした場合には、契約期間中といえども、本委任契約は終了するものとする。権利委任者たる委託者が、受託者の権利委任者登録に関する規程第4条により委任終了の手続きをした場合も同様とする。</p>	<p>委託者が死亡したときは、受託者と当該委託者との間の本委任契約は、書面により通知することなく、当然に終了するものとする。</p> <p>2 委託者が、清算が結了したとき、破産、民事再生若しくは会社更生手続開始決定を受けたときは、受託者と当該委託者との間の本委任契約は、書面により通知することなく、当然に終了するものとする。</p> <p>3 正会員たる委託者が、受託者の定款第10条により退会の手続きをした場合には、契約期間中といえども、本委任契約は終了するものとする。権利委任者たる委託者が、受託者の権利委任者登録に関する規程第4条により委任終了の手続きをした場合も同様とする。</p>	<p>運用に倣う文言修正</p> <p>各種規程との文言統一</p>
			<p>第21条追加 (照会等への対応)</p> <p>受託者は、法令に基づき照会又は質問若しくは検査その他の情報提供の申し出に対し、受託者の有する委託者に関する情報について、これを必要な範囲に限り開示することができる。</p>	<p>運用に倣う文言修正</p>
附則		<p>1. 平成23年1月31日一部改定。</p> <p>2. 平成23年1月31日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。</p> <p>3. 平成24年6月28日一部改定は、平成24年4月1日に遡って適用する。</p> <p>4. 平成26年6月25日一部改定。</p> <p>5. 平成27年3月18日一部改定。なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。</p> <p>6. 平成28年5月25日一部改定。なお、同改定は平成28年8月1日から適用する。</p> <p>7. 平成30年4月18日一部改定。なお、同改定は平成30年6月1日から適用する。</p> <p>8. 2019(平成31)年2月20日一部改定。なお、同改定は2019(令和元)年5月1日から適用する。</p>	<p>1_平成23年1月31日一部改定</p> <p>2_平成23年1月31日一部改定は、平成22年12月1日に遡って適用する。</p> <p>3_平成24年6月28日一部改定は、平成24年4月1日に遡って適用する。</p> <p>4_平成26年6月25日一部改定</p> <p>5_平成27年3月18日一部改定(なお、同改定は平成27年4月1日から適用する。)</p> <p>6_平成28年5月25日一部改定(なお、同改定は平成28年8月1日から適用する。)</p> <p>7_平成30年4月18日一部改定(なお、同改定は平成30年6月1日から適用する。)</p> <p>8_2019(平成31)年2月20日一部改定(なお、同改定は2019(令和元)年5月1日から適用する。)</p> <p>9_2020(令和2)年11月18日一部改定(なお、同改定は2020(令和2)年12月1日から適用する。)</p>	<p>各種規程との文言統一</p>